○国土交通省令第四十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十三条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十三部」を「十二部」に、「管理調整部　環境研究部」を「管理調整部」に改める。

第二十七条から第三十二条まで　削除

第三十四条の次に次の一条を加える。

（下水道機能復旧研究官）

第三十四条の二　下水道研究部に、下水道機能復旧研究官一人を置く。

2　下水道機能復旧研究官は、下水道の被災時における機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第三十八条第一号中「河川等」の下に「（河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）をいう。以下同じ。）、河川等の環境」を加え、同条第二号中「海岸及び」を「海岸、海岸の環境及び」に、「土木建築関係事務」を「土木技術及び建築・都市計画技術に関する事務（以下「土木建築関係事務」という。）」に改め、同条第三号中「並びに水資源の開発及び利用並びにこれらに関する調整」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（水環境研究官）

第三十九条の三　河川研究部に、水環境研究官一人を置く。

2　水環境研究官は、河川等及び海岸の環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十条中「三室」を「四室」に、「水資源研究室」を「水循環研究室　大規模河川構造物研究室」に改める。

第四十一条中「河川等」の下に「、河川等の環境」を加え、「及び水資源研究室」を「、水循環研究室及び大規模河川構造物研究室」に改める。

第四十二条中「、海岸」の下に「、海岸の環境」を加える。

第四十三条の見出し中「水資源研究室」を「大規模河川構造物研究室」に改め、同条中「水資源研究室」を「大規模河川構造物研究室」に改め、「水資源の開発及び利用並びにこれらに関する調整並びに」を削り、「管理運用」を「管理」に改め、同条を第四十三条の二とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（水循環研究室の所掌事務）

第四十三条　水循環研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　ダム、貯水池及びこれらに関連する水資源開発施設の運用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること。

四　道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

五　緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（土木建築関係事務に関することに限る。）を行うこと。

第四十五条第二項を次のように改める。

2　道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路構造物管理システム研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること。

三　緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（土木建築関係事務に関することに限る。）。

第四十六条中「三室」を「五室」に、「道路空間高度化研究室」を「道路環境研究室　道路空間高度化研究室　緑化生態研究室」に改める。

第四十九条の次に次の二条を加える。

（道路環境研究室の所掌事務）

第四十九条の二　道路環境研究室は、道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（緑化生態研究室の所掌事務）

第四十九条の三　緑化生態研究室は、緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「関西国際空港・大阪国際空港課（大阪航空局に限る。）」を「関西国際空港・大阪国際空港課　空港安全監督課（大阪航空局に限る。）」に改め、同条第二項中「空港安全監督官及び」及び「それぞれ」を削る。

第十六条中「、他課及び空港安全監督官」を「及び他課」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　空港安全監督課は、空港等に係る安全に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。

（空港安全監督課の所掌事務）

第二十六条の二を削り、第二十六条の三を第二十六条の二とする。